




# 飲酒運転周辺者も罰則の対象!!

<p><b>車両提供者</b></p>  <p>酒気を帯びて飲酒運転をするおそれのある者に対して、車両を提供した者は、飲酒運転をした運転者と「同罪」になります。</p> <p><b>運転者が酒酔い運転をした場合</b></p> <p><b>罰則</b> 5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金</p> <p><b>運転者が酒気帯び運転をした場合</b></p> <p><b>罰則</b> 3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金</p>	<p><b>酒類提供者</b></p>  <p>飲酒運転をするおそれのある者に対して、酒類を提供した者は、飲酒運転を助長する違法行為となります。</p> <p><b>運転者が酒酔い運転をした場合</b></p> <p><b>罰則</b> 3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金</p> <p><b>運転者が酒気帯び運転をした場合</b></p> <p><b>罰則</b> 2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金</p>	<p><b>飲酒運転車両への同乗者</b></p>  <p>運転手が酒気を帯びていることを知りながら、車両に乗せてくれるよう依頼・要求して飲酒運転車両に同乗することは、飲酒運転を容認する悪質な違法行為です。</p> <p><b>運転者が酒酔い運転をした場合</b></p> <p><b>罰則</b> 3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金</p> <p><b>運転者が酒気帯び運転をした場合</b></p> <p><b>罰則</b> 2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金</p>
---	--	---

## 飲食店店主が免許取り消しになる可能性も・・・

飲酒運転事故で、酒類を提供した飲食店の従業員に対して「免許取り消し」の行政処分が科せられた事例もあります。

### 【事例】

2011年12月、兵庫県で飲酒後に運転した男性が居眠り運転を起こし、子ども二人（兄弟）をはね飛ばして死亡させた。男性には、危険運転致死罪で懲役14年の判決が下され、酒を提供した飲食店店主には「運転すると知りながら男性に酒を飲ませた」として、運転免許取消（欠格期間3年）の行政処分が科せられた。店主は、事故直後の新聞取材に対して「車で来ているとは知らなかった」「客との信頼関係で成り立っているから、車で来たかとは尋ねられない」と話しているが酒類を提供する飲食店の責任者としては、規範意識が低いと言わざるを得ない判決となった。

## 酒類提供飲食店等の皆様へ

利用客が飲酒運転で検挙されたり、交通事故を起こした場合、その運転手に酒類を提供した飲食店等に対しても捜査が行われる可能性があります。

沖縄県から飲酒運転を根絶するためにも、以下のことに御協力をお願いします。

### 酒類提供飲食店の皆様へ

- 飲酒運転根絶に関する啓発ポスターやチラシ、「飲酒運転をするおそれのある利用客には酒類を提供しない」旨の表示を掲示するようお願いします。
- 飲酒運転をして帰るおそれのある利用客には酒類を提供しないでください。
- 利用客が飲酒運転をして帰ろうとした場合は、店舗の責任者と協力して説得してください。説得に応じず運転して帰ろうとする場合は、車のナンバー等を控え、110番や最寄りの警察署に通報してください。
- ※ 運転代行業者や代わりに運転してくれる家族などが到着するまでの間、お店で車の鍵を預かっていると、より確実に飲酒運転を抑止できます。

### 酒類販売店の皆様へ

店内の見やすい場所に、飲酒運転根絶に関する啓発ポスターやチラシ等を掲示するようお願いします。

### 駐車場所所有者の皆様へ

駐車場内や料金所、係員詰所などの利用客から見やすい場所に飲酒運転根絶に関する啓発ポスター等を掲示するようお願いします。

また、係員のいる駐車場に関しては、駐車場から出場する利用客が飲酒運転をしていないか確認いただき、飲酒運転が認められた場合は車のナンバー等を控え、110番や最寄りの警察署に通報してください。



沖縄県警察

